

湾岸危機以降、平和安全法制成立までに 変遷した防衛法制

— 作戦法規に着目して —

作戦法規研究室

はじめに

冷戦終結から四半世紀、また1997年の日米ガイドライン改定から20年が経過したが、防衛法制、特に行動に関する分野は、数多くの変遷を繰り返してきた。そもそも冷戦終結時に定められていた自衛隊の行動等は、日本領域及びその周辺海域で活動することを前提とするものであった。それが、湾岸危機を契機に、安全保障環境の変化に応じた15の新規立法¹や法改正(自衛隊法改正のみで22回)が行われ、かつての補給支援活動や海賊対処行動に見られる様に、今日では海外派遣が本来任務となる態勢が整備されてきた。

本稿においては、過去と現状を比較し、変遷を理解する上で基本となる事項を、湾岸危機以降平和安全法制成立までの法律制定・改正の順に記述する。また、平和安全法制については、一つの項を当てるものとする。

なお、現行の行動に関して、対象となる事態、要件、権限等は、防衛省『平成28年版 防衛白書』(2016年)の資料編²が簡潔に記載しているので参考にされたい³。

1 冷戦期における作戦法規に係る防衛法制

我が国は、外部からの侵略に対しては、日米安保体制を基調としてこれ

¹ この内の3つは、時限立法としての特別措置法であり、既に失効。

² 資料24「自衛隊の主な行動」・資料25「自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定」防衛省『平成28年版 防衛白書』2016年、414～417頁。

³ 防衛法制について、包括的に説明したものとしては、田村重信、高橋憲一、島田和久編『日本の防衛法制 第2版』内外出版、2012年、がある。以降の参考文献は、この図書以外で参照したものを掲示する。

に対処する⁴とし、専守防衛（相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限に止め、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限る等、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢）⁵という態勢を整備してきた。その下では、自衛隊法に防衛出動（同待機）、治安出動（同待機）、海上警備行動、領空侵犯対処、災害派遣といった行動が定められており、教育訓練を除く実務での海外派遣も、南極観測支援のみであり、平素における武器使用権限も、武器等防護のみであった。

2 国際平和協力法⁶と国際緊急援助隊法⁷

(1) 国際平和協力法の制定⁸及び改正⁹

国際平和協力法は、国際連合平和維持活動及び国際連合が行う決議又は人道的活動に従事する国際機関からの要請に基づいて行われる人道的な国際救援活動に対して我が国が実施する国際平和協力業務の内容を規定しており、平成4（1992）年6月に成立した。

同法は、平成13（2001）年12月に、それまでの協力活動の実態を踏まえて必要な改正が行われた。

この制定又は改正に際して、憲法との関係から整理された事項は、次のア～ウである。

⁴ 「国防の基本方針」（昭和32年5月20日、国防会議決定・閣議決定）第4号を参照。「国防の基本方針」は、「国家安全保障戦略」（平成25年12月7日、国家安全保障会議決定・閣議決定）に代わられた。

⁵ 『平成28年版 防衛白書』2016年、167頁。

⁶ 正式には、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）」という。

⁷ 正式には、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）」という。

⁸ 内閣官房国際平和協力の法体制整備準備室「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（国際平和協力法）の成立」『法律のひろば』1992年9月号；上原孝史「国際平和協力法（PKO法）の成立—国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平4.6.19公布 法律第79号）」『時の法令』1433号、1992年9月15日、を参照。

⁹ 上田幸司「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律 平成13年12月14日法律第157号」『法令解説資料総覧』第242号、2002年3月；上田幸司「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律」『ジュリスト』1219号、2002年3月15日；上田幸司「PKF本体業務の凍結解除」『時の法令』1664号、2002年4月30日、を参照。

ア 参加5原則

国際連合平和維持活動に参加する際、憲法第9条との関係で問題が生じない様に整理した基本方針で、次に掲げるものは1992年制定時のものである。なお、平和安全法制に基づく改正については後述する。

- ① 紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること。
- ② 平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意していること。
- ③ 平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること。
- ④ 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合、我が国から参加した部隊は撤収することができること。
- ⑤ 武器使用は、要員の生命等の防護のための必要最小限のものを基本。

イ 国際平和協力業務

国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動のために実施される業務であり、いわゆる国連平和維持軍（Peace Keeping Forces: PKF）本体業務と個人参加が可能な業務（PKF本体業務を個人として担任するもの及び被災民への医療等）に分かれる。PKF本体業務は、自衛隊が部隊として参加するもので、停戦監視、緩衝地帯等の駐留等、通行人・武器の検査等、放棄された武器の処分等、武器等の検問、境界線設定の援助、捕虜交換が挙げられるが、内外の理解を更に得るための努力が必要と考えられたことから、「凍結」（別に法律で定める日まで実施しないこと）されることとなった。したがって、個人参加の自衛隊員が地雷等を発見し、この処分をすることは、この「凍結」には該当しない。また、PKF本体業務は、国会の事前承認が原則として必要である。

この「凍結」は、派遣実績を重ねてきたことから、平成13年の法改正で解除された。

ウ 武器の使用

国際平和協力業務に従事する自衛官は、他の自衛隊員や平和協力隊員を、武器使用も可能な防護対象としていた。しかしながら、派遣された部隊が輸送や連絡調整で他国のPKO部隊と同一の場所で活動することが少なくないことから、「職務に伴い自己の管理の下に入った者」も、平成13年の法改正で防護対象に加えられた。

また、国際平和協力法成立時に武器等防護の根拠である「自衛隊法第95

条の規定は、…派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官については、適用しない」とされていたが、平成13年の法改正で、この規定も削除された。

(2) 国際緊急援助隊法の改正¹⁰

昭和62(1987)年に成立した国際緊急援助隊法は、海外の大規模災害に対する我が国の人的な国際緊急援助体制の整備を図ったものである。この体制の一層の充実を図るため、平成4年6月に、自衛隊の国際緊急援助隊への参加を可能とする改正が行われた。

海外において大規模な災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、被災国政府等の要請を受けた外務大臣が、国際緊急援助隊の派遣につき、特に必要があると認めるときは、防衛大臣と協議を行い、当該協議に基づき、防衛大臣は、自衛隊の部隊等に国際緊急援助活動を行わせることができる。大規模な災害について、法文上定義は設けられていないが、自然災害及び爆発事故等の人為災害と解釈されており、紛争に起因する被害については含まれず、それについては国際平和協力法の適用が検討されることになる。

3 周辺事態安全確保法¹¹と船舶検査法¹²

(1) 周辺事態安全確保法の制定¹³

周辺事態安全確保法は、平成9(1997)年9月、日米安保体制の信頼性向上等を目的とした新たな「日米防衛協力のための指針」策定に伴い、同指針の実効性を確保するため、日米物品役務相互提供協定(ACSA: Acquisition and Cross-Serving Agreement)¹⁴改正案及び自衛隊法の一部

¹⁰ 岩井文男「国際緊急援助隊への自衛隊の参加を可能に一国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律(平4.6.19公布 法律第80号)」『時の法令』1433号、1992年9月15日、を参照。

¹¹ 正式には、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成11年法律第60号)」という。

¹² 正式には、「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成12年法律第145号)」という。

¹³ 中野憲幸「ガイドライン法関連(1) 周辺事態に対応して我が国が実施する措置とその手続き等を規定一周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成11.5.28公布、平成11.8.25施行、法律第60号)」『時の法令』通号1602、1999年9月;防衛庁『平成11年版 防衛白書』1999年、213～226頁を参照。

¹⁴ 正式には、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国との間における後方支援、物品又

改正案とともに、平成11(1999)年5月28日に成立した。当初、周辺事態に際して自衛隊が実施する活動としては、後方地域支援及び後方捜索救助活動のみが規定されていたが、平成12(2000)年12月6日の船舶検査法の成立によって船舶検査活動が規定された。

周辺事態とは、事態の性質に着目した概念であり、その生起する地域を予め特定することはできず地理的な概念ではないことが示された。周辺事態に際して実施される対応措置のうち、法律上、自衛隊が行うものは、後方地域支援、後方地域捜索救助活動及び船舶検査活動の3つがあり、前の2つが周辺事態安全確保法に、船舶検査活動は船舶検査法に、各々規定された。これらは、内閣総理大臣が実施前に国会の承認を得なければならないと規定されていた。なお、緊急の必要がある場合には、事後速やかに国会の承認を求めなければならない。

後方地域支援その他の活動における武器の使用は、活動の実施を命ぜられた自衛官がその職務を行うに際し、自己又は自己とともに当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合に可能であった。ただし、危害射撃は、正当防衛又は緊急避難に該当する場合に限られる。

後方地域支援その他の活動は、武力行使との一体化を回避するため、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、実施される期間を通じて戦闘行為が行われることが無いと認められるものとされていた。そのため、自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、上記活動の実施場所又はその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合やそれが予測される場合には一時休止するなどして防衛大臣の区域指定の変更又は中断の措置を待つことになる。

後方地域支援は、合衆国軍隊に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置のことであり、支援の種類には、補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、空港及び港湾業務及び基地業務に関する物品及び役務の提供があった。

後方地域捜索救助活動は、周辺事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助を行う活動(救助した者の輸送を含む。)であった。当該活動の対象者は、周辺事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者であるが、捜索救助活動を実施す

は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(平成8年条約第4号)」という。

る場合に戦闘参加者以外の遭難者等がある場合にはこれを救助するものとされていた。また、同活動を実施する部隊等は、同活動に相当する活動を実施している米軍部隊に対し、後方支援として物品・役務の提供を行うことができた。

(2) 船舶検査法の制定¹⁵

船舶検査活動は、周辺事態に際し、貿易その他の経済活動に係る規制措置であって我が国が参加するものの厳格な実施を確保する目的で、当該厳格な実施を確保するために必要な措置を執ることを要請する国連安保理の決議に基づいて、又は旗国の同意を得て船舶(軍艦等を除く。)の積荷及び目的地を検査し、確認する活動並びに必要なに応じ当該船舶の航路又は目的港若しくは目的地の変更を要請する活動である。

船舶検査活動を実施する部隊等は、同活動に相当する活動を実施している米軍部隊に対し、後方支援として物品・役務の提供を行うことができた。

¹⁵ 田邊英介「法令解説 周辺事態に際して自衛隊が行う船舶検査活動の実施の態様、手続き等を規定—周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」『時の法令』通号1640、2001年4月；防衛庁『平成13年版 防衛白書』2001年、171、173～175頁を参照。

4 テロ対策特別措置法（補給支援特別措置法を含む。）¹⁶、テロ対策に係る自衛隊法改正¹⁷とイラク人道復興支援特別措置法¹⁸

(1) テロ対策特別措置法等の制定

平成13年9月11日に米国で発生した同時多発テロが、国連安全保障理事会（以下、安保理）決議第1368号により、国際の平和及び安全に対する脅威と認定され、あわせて、安保理決議第1267号、第1269号、第1333号その他の安保理決議が、国際的なテロリズムの行為を非難し、国連加盟国に対しその防止等のために適切な措置をとることを求めた。これに対し、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与することを目的として、同年11月2日、テロ対策特別措置法¹⁹を制定した。同法においては、諸外国の軍隊等への物品提供その他の協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動が規定された。同法は、期限を2年に限定した時限立法であり、その後3回の期限延長の

¹⁶ 正本謙一「テロ対策関連3法(1) テロ対策特措法の制定—平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」『時の法令』通号1659、2002年2月；防衛庁『平成14年版 防衛白書』2002年、105～116、123頁；牛山敦「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律—平成15年10月16日法律第147号」『法令解説資料総覧』第264号、2004年1月；工藤陽代「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律—平成17年10月31日法律第103号」『法令解説資料総覧』第288号、2006年1月；岡本慎一郎「法令解説—インド洋での補給活動を再び実施するための新しいテロ対策特措法—テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」『時の法令』通号1806、2008年3月；水廣佳典「法令解説—補給支援特措法の期限を1年延長—テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律」『時の法令』通号1827、2009年2月、を参照。

¹⁷ 同上。

¹⁸ 正本靖「イラクにおける人道復興支援及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」『法令解説資料総覧』第261号、2003年10月；防衛庁『平成15年版 防衛白書』2003年、184～189頁を参照。

¹⁹ 正式には、「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成13年法律第113号）」という。

法改正が行われたが、平成 19 (2007) 年 11 月 1 日をもって本法は失効した。しかし、「テロとの戦い」に我が国として引き続き積極的かつ主体的に取り組む必要から、内容を補給活動に限定した補給支援特別措置法²⁰が翌 20 (2008) 年 1 月 11 日に成立した。同法は、平成 22 (2010) 年 1 月 15 日をもって失効した。

(2) テロ対策に係る自衛隊法の改正（警護出動、施設警護の武器使用、治安出動下令前の情報収集、海上警備行動等における新たな武器使用）

同時多発テロと同様の攻撃に対し、国内にある自衛隊の施設並びに在日米軍の施設及び区域の警護に万全を期することが求められた。これにより、特別な必要がある場合に自衛隊の部隊などの出動を可能とするため、警護出動が自衛隊の行動として追加されるとともに、通常時から自衛隊施設を警護できるようにするため、「自衛隊の施設の警護のための武器使用」の権限を追加する自衛隊法改正が行われた。さらに、武装工作員等の我が国への侵入が疑われる場合に、自衛隊が武器を携行して情報収集を行う根拠や、自己防護のための武器使用権限が存しなかったため、治安出動に備えた情報収集中の隊員の安全確保が問題点とされていた。このため、平成 13 年の隊法改正により、これに関する行動と権限に関する規定（治安出動下令前の情報収集）が新設された。

また、平成 11 年の能登半島沖不審船事案を受けて、立入検査を行う目的を十分に達成するとの観点から、危害射撃のあり方を中心に法的整理を含む検討が行われてきたが、この結果を踏まえた隊法改正案、及び平成 8 年の北朝鮮座礁潜水艦の韓国侵入事案、平成 11 年及び 12 年の不審船事案を踏まえて、武装工作員が我が国に侵入した際の対応整備の一環としての武器使用に係る隊法改正案（①海上警備行動等における不審船への対応、及び②治安出動における機関銃・砲等を有するものへの対応）が併せて提出され、成立した。

(3) イラク人道復興支援特別措置法²¹の制定

平成 15 (2003) 年 3 月の米英軍などによるイラクに対する武力行使並びにこれに引き続く事態を受けて、国家の速やかな再建を図るために行わ

²⁰ 正式には、「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成 20 年法律第 1 号）」という。

²¹ 正式には、「イラクにおける人道復興支援及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成 15 年法律第 137 号）」という。

れている国際社会の取組に関し、我が国がこれに主体的かつ積極的に寄与するため、国連安保理決議第1483号を踏まえ、平成15年7月、時限立法としてイラク人道復興支援特別措置法が制定された。同法は、医療その他の人道復興支援活動及び国連等を支援する安全確保支援活動が規定された。平成19年に本法の期限を4年から6年に改めたが、平成21(2009)年8月1日、延長期限切れで本法は失効した。

5 武力攻撃事態対処関連法²²

政府は、国民の安全を確保し、有事に強い国造りを進めるため、平成14(2002)年4月17日に自衛隊法等及び安全保障会議設置法の改正並びに事態対処法の3法案を国会に提出し、平成15年6月6日、参院本会議で可決・成立した。

(1) 事態対処法²³の制定

武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう、以下同じ。)への対処に関する基本理念、対処基本方針の策定、武力攻撃事態対策本部の設置等、事態対処法制の整備の基本方針²⁴その他を規定していた。その後、平成16(2004)年6月に成立した国民保護法により、「緊急対処事態(武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の死傷者が発生した事態等)その他の緊急事態への対処」が追加された。

武力攻撃事態等への対処のための措置(対処措置)は、対処基本方針の制定²⁵による。対処基本方針の国会承認は、事前を基本とするが、そのいとまが無い場合には事後も可能である。対処基本方針には、防衛出動命令の他、防衛出動待機命令や防御施設構築措置も記載される。武力攻撃事態対策本部長(内閣総理大臣)は、対処基本方針に基づき、指定行政機関、地方公共団体等の長に対し、総合調整をする権限がある。内閣総理大臣は、

²² 柴田直彦「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年6月13日法律第79号)『法令解説資料総覧』第260号、2003年9月;久澤洋「自衛隊法及び防衛庁職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成15年6月13日法律第80号)同号;『平成15年版 防衛白書』2003年、154~167頁を参照。

²³ 正式には、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)」という。

²⁴ 平成27(2015)年9月に成立した平和安全法制整備法の事態対処法の改正に合わせて、この章(整備の基本方針)は削除された。

²⁵ 安全保障会議への諮問と閣議決定を要する。

先の総合調整が実施されない場合、対策本部長の求めに応じ、関係する地方公共団体の長等に対して指示することができる。

(2) 自衛隊法及び防衛庁職員給与法の改正

武力攻撃に際しては、①自衛隊の行動に関わる法制、②米軍の行動に関わる法制及び③行動に直接関わらないが、国民を保護する法制が必要となる。本法は、自衛隊の行動に関わる法制から、所掌が明確なものを整備したものである。

防衛出動時における物資の収用等は、都道府県知事等が自衛隊の任務に支障となる立木等の移転、土地・家屋等の使用、使用する家屋の形状変更、物資の収用ができる様にし、武力攻撃が想定されない地域（いわゆる「2項地域」）では医療等の従事者への業務従事命令も可能とされた。また、取扱物資の保管命令に従わなかった者への罰則も整備された。他にも、①予め防備を強化すべき地域（展開予定地域）での、防衛出動下令前の防御施設構築（必要最小限の武器使用を含む。）、②防衛出動時における私有地等への自衛隊の緊急通行の実施、③防衛出動又は出動下令前の防御施設構築を命ぜられた自衛隊への消防法、医療法、漁港漁場整備法、港湾法、海岸法等の特例、④防衛出動を命ぜられた職員への防衛出動手当（但し、所要の政令は未整備）、が整備された。

6 事態対処関連7法²⁶

平成15年に成立した事態対処法には、今後、事態対処法制を整備し、

²⁶ 笠置隆範「法令解説 有事関連法(1) 武力攻撃事態における国民の生命等の保護を図る一武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」『時の法令』通号1725、2004年11月；澤正志「法令解説 有事関連法(2) 米軍行動関連措置法の制定一武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」同号；今田克彦「法令解説 有事関連法(3) 特定公共施設利用法の制定一武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」同号；小笠原卓人「法令解説 有事関連法(4) 武力攻撃事態法制定に伴い、国際人道法の的確な実施を確保一国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律」『時の法令』通号1726、2004年11月；小泉秀充「法令解説 有事関連法(5) 海上輸送規制法の制定一武力攻撃事態における外国軍用品の海上輸送規制に関する法律」同号；林浩一「法令解説 有事関連法(6) 捕虜取扱い法の制定一武力攻撃事態における捕虜の取扱いに関する法律」『時の法令』通号1727、2004年12月；坪川弘「法令解説 有事関連法(7) 自衛隊法の一部改正一自衛隊法の一部を改正する法律」同号；防衛庁『平成17年版 防衛白書』2005年、205～213頁を参照。

①国民の生命、身体及び財産の保護、国民の生活等への影響を最小にするための措置、②自衛隊や米軍の行動を円滑かつ効果的なものとするための措置等が実施される様、規定されていた。これにより政府は平成16年3月9日、国会に国民保護法案及び自衛隊や米軍の行動の円滑化に関する法案などの計7法案を提出、同年6月14日、参院本会議で可決・成立した。成立した事態対処関連7法は、有事関連7法とも呼ばれ、次の(1)～(7)の法律である。

(1) 国民保護法²⁷の制定

武力攻撃等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国、地方公共団体等の責務をはじめ、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置等を定め、事態対処法と相まって国として万全の態勢を整備することを目的としたものであり、自衛隊も避難住民の誘導などの措置を実施することとしたものである。

(2) 米軍行動関連措置法²⁸の制定

我が国に対する武力攻撃があった場合に、日米安保条約に基づきアメリカ合衆国軍隊が実施する武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置（行動関連措置：我が国による合衆国軍隊に対する支援や我が国国民への影響を考慮した措置）が、適切かつ効果的に実施されるよう定めたものである。

(3) 特定公共施設利用法²⁹の制定

武力攻撃事態等における自衛隊又は米軍の行動及び国民保護の実施に際して、港湾施設、飛行場施設、海域、電波その他の公共施設等の利用に関する総合的な調整を図るものである。

²⁷ 正式には、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）」という。

²⁸ 正式には、「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号）」という。

²⁹ 正式には、「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）」という。

(4) 国際人道法違反処罰法³⁰の制定

捕虜送還の遅延その他の国際人道法上の重大な違反行為を処罰し、刑法等と相まって国際人道法の確保に資するものである。

(5) 海上輸送規制法³¹の制定

我が国領海又は我が国周辺の公海における外国軍用品等の海上輸送を規制するため、防衛出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手續、防衛省に設置する外国軍用品審判所における審判措置が定めたものである。

(6) 捕虜取扱い法³²の制定

これまで整備されていなかった武力攻撃事態における捕虜等の取扱いを定めることにより、国際人道法の的確な実施を確保することが目的であり、捕虜等の拘束及び抑留資格認定の手續き、捕虜収容所における抑留及び処遇、審査請求、抑留の終了について規定したものである。

(7) 自衛隊法の改正（日米物品役務相互提供協定に係る物品・役務の提供）

日米物品役務相互提供協定の改正に伴い、災害派遣、在外邦人などの輸送等を米軍と協力して実施する際、自衛隊側から物品・役務を提供する場合の根拠及びその手續きなどについて自衛隊法上必要な改正を実施したものである。

なお、日米物品役務相互提供協定の改正は、日米間の物品役務の相互提供ができる場合に、武力攻撃事態等を追加した他、自衛隊による支援の根拠を「付表2に定める日本の法律」によると規定したものである。

³⁰ 正式には、「国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（平成16年法律第115号）」という。

³¹ 正式には、「武力攻撃事態等における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成16年法律第116号）」という。

³² 正式には、「武力攻撃事態等における捕虜等の取扱いに関する法律（平成16年法律第117号）」という。

7 自衛隊法の改正（在外邦人等の輸送措置³³、弾道ミサイル等の破壊措置³⁴）、海賊対処法³⁵

(1) 在外邦人等の輸送措置（隊法第 84 条の 4）

外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して、在外邦人等を安全な地域まで避難させる必要が生じた場合に、政府として適時適切に対応するために設けられた規定である。平成 6（1994）年制定時は自衛隊の付随的任務として隊法第 8 章（雑則）に規定されていたが、平成 19 年の隊法改正において第 3 条第 1 項の「公共の秩序の維持」に該当する本来任務（従たる任務）と位置付けられた。

輸送の手段は原則として政府専用機による。平成 11 年の隊法改正により、退避手段の確保、在外邦人等保護体制の一層の強化を図る観点から、政府専用機によることが困難であると認められる場合には、輸送機、輸送に適する船舶及び同搭載航空機によることが可能となった。更に、平成 25（2013）年の隊法改正では、輸送に適する車両を使用して陸上部分での輸送が可能となった。

在外邦人等の輸送に際しては、輸送の安全が確保されていることが前提となる。

(2) 弾道ミサイル等の破壊措置（隊法第 82 条の 3）

隊法第 82 条の 3 は、防衛出動が下令されていない状況の下、我が国に弾道ミサイル等が飛来した場合に、我が国の人命・財産に対する被害を防止するため、自衛隊の部隊がこれを破壊できるようにしたものであり、弾

³³ 防衛庁『平成 7 年版 防衛白書』1995 年、176～178 頁；七沢淳「ガイドライン法関連(3) 緊急時の邦人輸送に自衛隊船舶等を追加、武器の使用も可能に一自衛隊法の一部を改正する法律（平成 11.5.28 公布、施行、法律第 61 号）」『時の法令』通号 1602、1999 年 9 月；防衛庁『平成 11 年版 防衛白書』1999 年、213～215、226～228 頁；「法令解説 自衛隊による在外邦人等の陸上輸送が可能に：海外での緊急事態への対応策として一自衛隊法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 77 号）平 25.11.22 公布・施行」『時の法令』通号 1952、2014 年 4 月；防衛省『平成 26 年版 防衛白書』2014 年、213、214 頁を参照。

³⁴ 伊藤和己「防衛庁設置法等の一部を改正する法律 平成 17 年 7 月 29 日法律第 88 号」『法令解説資料総覧』第 287 号、2005 年 12 月；及び防衛省『平成 22 年版防衛白書』2010 年、170～172、399、400 頁を参照。

³⁵ 立松慎也「法令解説 海賊対処法の制定 公海におけるあらゆる船舶の航行の安全を確保し、海上における公共の安全と秩序の維持を図る－海賊行為の処罰及び海賊行への対処に関する法律」『時の法令』通巻 1847、2009 年 12 月；防衛省『平成 22 年版 防衛白書』2010 年、203～211 頁を参照。

道ミサイル防衛 (ballistic missile defense: BMD) 運用体制の整備の一環として平成 17 (2005) 年の隊法改正により制定された。BMD 体制は、これまでの各自衛隊の運用から、統合運用を基本とする体制移行への象徴ともいべきものである。同条第 1 項による場合は「我が国に飛来するおそれ」があると認められる場合に命令できるものであり、第 3 項による場合は、第 1 項の場合ではないが、事態が急変し、内閣総理大臣の(破壊措置)承認を得る暇がない「緊急の場合」に緊急対処要領に従いあらかじめ、自衛隊の部隊に命令をすることができるものである。

(3) 海賊対処法

世界の海賊事案は平成 18 (2006) 年以降増加し、ソマリア海賊による事案が平成 20 年以降多発した現状に鑑み、我が国としては、海上を航行する船舶の安全の確保に関し国際的な責任を積極的に果たしていくことが必要であるため、法制定に至った。海賊対処行動は、当初、隊法第 82 条の規定により海上警備行動の発令で対処したため、日本関係船舶や日本人が保護の対象であったが、平成 21 年 6 月に海賊対処法が成立し、隊法第 82 条の 2 (海賊対処行動) が新設されたことにより、国籍に関わりなく保護の対象とすることが可能となった。

第 5 条において海賊対処担当機関は一義的に海上保安庁と規定されているが、第 7 条において、特別の必要がある場合には自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができることとされており、現在海上自衛隊がソマリア沖アデン湾において行動しているのもこの条の規定によるものである。

平成 25 年 12 月からは、多国籍の海賊対処部隊である第 151 連合任務部隊(CTF151)にも参加して行動しており、より効率的かつ効果的な活動を行っている。

8 平和安全法制（平和安全法制整備法³⁶及び国際平和支援法³⁷）³⁸

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成26年7月1日、閣議決定）を受け、政府は、平成27年5月14日、平和安全法制整備法及び国際平和支援法の2法案を国会に提出、9月19日に参院本会議で可決・成立した。

（1）平和安全法制整備法の制定（10本の法律の一部改正）

我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態（存立危機事態）に際して実施する防衛出動その他の対処措置、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（重要影響事態）に際して実施する米軍等に対する後方支援活動等、国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定めるものである。自衛隊の行動に係る要点は、次のとおりである。

ア 自衛隊法の改正

①存立危機事態における防衛出動、②在外邦人等の保護措置、③米軍等の武器等の防護、及び④米軍への物品・役務の提供の追加

イ 国際平和協力法の改正

①国際連携平和安全活動の追加、②活動関係者の保護その他の必要な事項（駆け付け警護、宿営地の共同防護、安全確保業務）

³⁶ 正式には、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成27年法律第76号）」という。

³⁷ 正式には、「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成27年法律第77号）」という。

³⁸ 「平和安全法制等の整備について」内閣官房ホームページ、平成29年2月15日、http://www.cas.go.jp/gaiyou/jimu/housei_seibi.html；『なぜ』『いま』平和安全法制か？』首相官邸ホームページ、平成29年2月15日、http://www.kantei.go.jp/hedline/heiwa_anzen.html；黒木康介他「法令解説 平和安全法制の整備について(1) 平和安全法制整備法の概要－我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成27年法律第76号）』『時の法令』通号1995、2016年2月；西山嘉倫「法令解説 平和安全法制の整備について(2) 国際平和支援法の制定－国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成27年法律第77号）」同号；防衛省『平成28年版 防衛白書』2016年、208～227頁を参照。

ウ 周辺事態安全確保法及び船舶検査法の改正

①周辺事態から重要影響事態への定義の変更、②重要影響事態（現に戦闘行為が行われている現場は活動する地域から除かれる）における後方支援活動と搜索救助活動の実施、③重要影響事態又は国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施

エ 事態対処関連法の改正

存立危機事態における、事態対処法、米軍等行動関連措置法³⁹、特定公共施設利用法、海上輸送規制法及び捕虜取扱い法の適用

(2) 国際平和支援法⁴⁰の制定

国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの（国際平和共同対処事態）に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動、搜索救助活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とするものである（重要影響事態安全確保法に類似）。

おわりに

行動に関する防衛法制の変遷の要点は以上の通りであるが、これらの法整備は、冷戦終結後に顕著となった我が国を巡る安全保障環境の変化に対応するための行動の根拠となっていくた。また、この様な変遷を通して、憲法解釈の範囲で活動するために、重要な概念整理が為されていった事実もある。具体的には、「国に準ずる組織」、「国際的な武力紛争」、「交戦権」、「戦闘行為」、「現に戦闘が行われていない地域」、「武力の行使」、「武力行使との一体化」、「武力攻撃」、「自衛権行使の新一要件」及び「武器の使用」といったものが挙げられる。防衛法制に関連する教育又は研究に当たる場合、これらの整理された概念を理解しながら進めることが必須である。その際には、内閣法制局の見解⁴¹や、本稿で提示した関連資料を確認することが肝要である。

³⁹ 武力攻撃事態に際し、自衛隊と協力して侵害排除に当たる外国軍隊（除く米軍）への措置も整備。

⁴⁰ テロ特措法・補給支援特措法又はイラク人道復興支援特措法に規定された外国軍隊等への協力支援を、一般法にしたものといえる。

⁴¹ 内閣法制局編・西修解説『憲法関係答弁例集（第9条・憲法解釈関係）平成28年9月 内閣法制局』内外出版、2017年、が重要な見解を整理している。